

## 第21期 第20回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

### 1. 招集及び開催月日

招集月日 平成24年12月26日  
開催月日 平成25年1月9日

### 2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場  
開催時刻 午前 10時 0分  
終了時刻 午前 11時 26分

### 3. 招集者及び議長

招集者 会長 小森鉄雄  
議長 会長 小森鉄雄

### 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1番	会長	小森鉄雄	出席	8番	委員	桂田善昭	出席
2番	職務代理者	淡路龍美	出席	9番	委員	細田治男	出席
3番	委員	山田一達孝	出席	10番	委員	齋藤猛	出席
4番	委員	安保広政	出席	11番	委員	佐々木靖夫	出席
5番	委員	佐々木忠久	出席	12番	委員	藤原信一	出席
6番	委員	田中文雄	出席	13番	委員	安部満	出席
7番	委員	市川一	欠席	14番	委員	細田茂廣	出席

### 5. 欠席委員の番号及び氏名

7番 市川一

### 6. 議事日程

日程第1 会期の決定について  
日程第2 会議録署名者の指名について  
日程第3 議案第56号 藤里町農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第58号 非農地証明願について  
日程第6 議案第59号 専決処分について  
日程第7 その他

### 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり  
5番 佐々木忠久 6番 田中文雄

### 8. 事務局出席者

事務局長 村岡和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時

事務局 新年おめでとうございます。  
7番の市川委員がまだお見えになっていないようですが、定刻となりました。  
定足数には達しておりますので、ただいまから第21期第20回藤里町農業委員会総会を開催します。  
はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。  
さて、政権交代となり、農業関係の各事業も看板の掛け替え等が出てくるようですが、「人・農地プラン」をはじめとした農業振興に関わる事業は、内容はほぼ変わらないような話も出ております。  
いずれにしても、農業に対する国の施策は、引き続き実施してもらわなければならないと考えておりますので、農業委員会としても、農業振興事業には積極的に協力していきましょう。  
本日はよろしくお願ひします。  
さっそく、報告に入ります。  
報告1番「行事報告及び行事予定について」事務局は説明願ひます。

事務局 12月行事報告、1月行事予定について説明。  
議長 1月22日の選挙人名簿登載申請審査と29日の臨時議会については、皆様のなかで、他の会議等と重なっているなどはございませんか。  
(なしの声)  
ないようですので、このままの日程で進めていきたいと思ひます。  
ほかになにかございませんか。  
(なしの声)  
ないようですので、議事に移ります。  
日程第1「会期の決定について」会期は1月9日本日1日限りとします。  
日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
それでは、5番佐々木忠久委員、6番田中文雄委員にお願ひします。  
日程第3「議案第56号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」事務局は、説明してください。

事務局 5ページをご覧ください。  
議案第56号 農業経営基盤強化促進法による利用集積について 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。  
平成25年1月9日提出藤里町農業委員会会長 小森鉄雄  
1. 農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定総括表は別紙のとおり  
平成25年1月9日公告予定分

今回は、賃貸借権の新規設定が4件、再設定が19件となります。

6ページには総括表がございます。

新規の田5年が3件10,267㎡、田6年が1件7,392㎡、再設定の田1年が1件5,345㎡、畑1年が1件865㎡、2年田が2件15,122㎡、3年田が10件81,310㎡、畑が1件89㎡、5年田が5件31,081㎡、10年田が1件3995㎡、合計で23件155,466㎡となります。

7、8ページは一覧表を添付しております。

1番、5番、11番、12番が新規設定となります。

5番の案件は、基盤整備事業のところで、現在登記が閉鎖しておりますが、換地計画による新地番での設定としております。

なお、基盤整備箇所については、登記が完了次第従前地番での設定を解除し、新地番での設定を行うべく準備をしております。

議 長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

2 番 5番の案件は、基盤整備箇所だが、これ1件ではないのではないかと  
まだまだ出てくると思われるが。

事 務 局 今回ののはこれだけですが、まだまだあります。先ほど説明した通り、登記が終了次第新地番での設定をしていく予定です。

議 長 ほかにはございませんか。  
(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてもよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしとのことですので、議案第56号は許可相当とします。

続きまして、「議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について」事務局は説明してください。

事 務 局 9ページをご覧ください。

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請があったので、農地法施行令第15条第1項の規定に基づき秋田県知事に送付することについて意見を求める。

平成25年1月9日提出藤里町農業委員会会長 小森 鉄雄

これは、河川の河道掘削工事いわゆる筋洗いのための仮設道路を設置するための一時転用許可申請です。

場所は大沢大落34番3貸手は大沢字町下 さん、借手は能代市の  
になります。

22ページの位置図をご覧ください。図面中央の建物が さんの元屋敷です。その上手500mほどのところが申請箇所となります。

21ページに現場写真を添付しておりますので、確認願います。

期間は2月1日から3月19日までの約1ヶ月半です。

冬季間ですし、積雪もあることから、農地には影響ないかと思われれます。また、当

該地には隣接の農地もなく、水利も自家揚水ですので、水利権も発生しません。借手の は、今回初めての申請となりますので定款等も資料に添付しております。24から28ページがそれになりますのでご確認ください。

議 長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

1 3 番 筋洗いということだが、筋洗いの延長はどのくらいか。

事 務 局 22ページの図面をご覧ください。引き出し線で示された場所となりますが、延長は950mになります。

議 長 ほかにありませんか。  
(なしの声)

ないようですので、本件に関しては許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、議案第57号は許可相当とします。

続きまして議案第58号「非農地証明願について」事務局は説明してください。

事 務 局 29ページをご覧ください。

議案第58号 非農地証明願による許可申請について

次のとおり、不動産登記法第37条第2項の規定により不動産登記を申請するため、非農地証明願に対する許可を求める。

平成25年1月9日提出藤里町農業委員会会長 小森 鉄雄

これは、通常非農地証明ではなく、平成21年の大雨による災害で土石流等の被害がでた高石沢の治山工事で、治山施設が整備されている土地を保安林に指定する手続きを進めていたところ、一部に登記地目が畑のところがあったことから、振興局内で協議し、非農地証明願の提出をすることとなったようです。

所在は、中高石の54番1，071㎡登記地目は畑、所有者は さんです。

もうひとつは中高石92番304㎡登記地目は畑、所有者は さんです。

治山工事はすでに完了しており、事後処理の形となります。

場所は、40ページの右側の写真でいくと、奥に砂防ダムらしきものがありますがその両側に位置します。

さらに奥の杉林とは、一帯になっている森林ということで、申請が上がっており、奥部の杉は50年生以上ということでした。

申請地は、20年ほどの杉のようですが、藤里町から復旧工事の要望がなされたようで、県の災害復旧施設ということから、転用許可追認および非農地証明を工事前には行わなかったようです。

保安林に指定ということがでてから、農地のままではうまくないということで、今回の願出となりました。

治山工事ということもあり、転用許可はいらないのですが、保安林指定のために非農地であることの証明が必要なようです。

ただ、申請者が土地の所有者ではないため、非農地証明という形では発行することができません。非農地である旨の通知という形で振興局長あてに発行することで、振興局の担当からは了解を得ております。

登記につきましては、県の官報で保安林指定に公示を行うことで、法務局が自動的に地目変更を行い、保安林となるようです。

砂防ダム等とは違い、土地の用地買収は行わず、所有者はそのまま、施設も土地の所有者のものとなるようです。管理、修理等は県が行うということでした。

災害復旧の施設でもあり、山林一体となった農地であることから、非農地として確認しても問題はないかと思われます。

所有者の同意書も撮っているようです。

議長 ただいまの説明でご意見、ご質問はございませんか。

1 3 番 39ページ写真の保安林指定範囲を見ると、町道手前まで範囲がのびているが、写真右側のパイプハウスが建っているところも今回の申請箇所なのか。

事務局 ハウスが建っている奥手の山林、写真では杉林となっているところまでです。

3 番 20年位の杉ということだが、奥の林の杉とは明らかに大きさが違うようだ。

9 番 保安林指定になれば、その木は手をつけられないことになるが、所有者は納得しているのか。

事務局 同意書が出ているので、大丈夫と思われます。

4 番 保安林の指定がかかれば、県の林業担当は確認に来るのか。

事務局 はい、見回りには来ると思います。

2 番 災害復旧という観点から行けば、工事も急がなければならなかったろうし、農地うんぬんと言ってられる状況ではなかったと思われるが、あまりにも農地の扱いがおろそかになっているようだ。

今回についても、着工前に登記を確認しているのだろうから、地目が畑であったことは、承知していたはずだ。

今後、このような案件が出てくるものと考えれば、県工事だから許可がいらなくて、事前に連絡か、協議をするようにしなければならないのではないか。

1 3 番 そのとおりで、農地を守るという観点からみれば、確かに災害復旧も必要だが、今の場合も、復旧工事は発注する時点で、農地の無断転用ということがわかっているのだから、所有者からの非農地証明願か、転用の追認申請がなければならぬはずだ。そのへんのところは、今後のためにも徹底しなければならないと思う。

1 2 番 先ほど13番さんも話していたが、このような無断転用はまだまだあるのではないかと思われるし、その都度協議していくのもいいが、利用状況調査等で、ある程度確認ができていない場所については、指導が必要だろう。

議長 農地の無断転用については、確認できていないところが出てくるとは思われますが、

今回の件については、災害復旧の県工事ということもあり、保安林指定にしなければならないこともあるので、工事前の現況からいっても非農地である旨の通知を発行してはいいのではないのでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第58号は許可相当としてもよろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、本件は許可相当とします。

続きまして、議案第59号「専決処分について」事務局は説明願います。

事務局 50ページをご覧ください。

今回は相続による所有権の取得が2件です。

1件は能代市大瀬儘下の さんで真土の田2筆と西真土の畑1筆の相続です。

場所は、田の方は さんの家の道路向かいで、現在は耕作されていません。

畑はバイパス西側の林の中に位置するところで、これも耕作されていません。

桐越さんは、売買のあっせん希望がありますので、しかるべき書類が提出された後手続きをしていきたいと思えます。

もう1件は、東京都の さんからの届け出です。これは、基盤整備箇所の田で、換地をおこなうための相続となります。

町下の田2筆ですが、表示の地番は従前の地番となります。

永塚さんも売買あっせん希望が出ております。

議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

4番 基盤整備箇所の売買は、今可能か。

事務局 現在は、登記を閉鎖しておりますので、できません。2月下旬から3月にかけて、登記が完了するはずですので、それからということになります。

14番 この面積から行けば、1haの田に何人かが入っているので、売買は、現在その田を作っているひとが、買わなければならないことになる。

売買をするのであれば、基盤整備の換地計画を作成する前にやっておけばよかったのだが。

議長 いずれにしても、正式な売買あっせん希望が出されて時点で、受け手を探すこととなりますが、14番さんが言ったように、現在耕作している人が持つことにしなければと考えます。

ほかになにかございませんか。

(なしの声)

ないようですので、議案第59号は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、本件は許可相当とします。

これで、本日の議事は終了いたしました。

つづきまして協議に入ります。事務局は資料の説明をお願いします。

事務局 皆様にお渡ししておりますA4の1枚ものをご覧ください。  
山本地域振興局が発注しました、河川の筋洗いに係る一時転用の通知です。  
場所は高石沢と下根城の2か所です。  
高石沢は、 のプラントに行く道路の上手にある沢の筋洗いで、沢沿いに仮設道路を設置することになります。  
下根城は、下根城田面の北側で、バイパスの法面下部の沢になります。これも沢沿いに仮設道路を設置する予定です。  
工期は1月10日から3月22日までです。

議長 ただいまの説明でなにかご意見、ご質問はございませんか。

10番 下根城の一時転用の田には自分の所有のものがあるが、振興局からも業者からもまだ何の話もないのはどういうことか。  
工期は明日からということになっているが。

事務局 今回の転用の話があったのは、12月の20日ころで、その時は業者からの5条申請でという話でしたが、工期が間に合わないので、発注元の振興局が一括して契約し、報告する形をとるとのことでした。  
暮れの話ですので、地権者には話が言っているものだと思っておりましたが。

10番 確かに、関係者で堰が埋まってきてるので、なんとかしてもらいたいという話はしていたが、具体的にどうかという話までにはなっていなかった。  
堰頭にでもはなしがいつているのだろうか。

事務局 申し訳ありません。お時間をいただければ確認をいたしますが。

議長 それでは、事務局が確認する間暫時休憩とします。  
(約7分間の休憩)

議長 事務局が戻りましたので再開いたします。  
説明をお願いします。

事務局 振興局の担当に確認をしたところ、一時転用の係る田主には受注業者が出向いて契約する手はずになっているとのことで、年末年始で遅れているのかもしれないとのことでした。  
業者には、確認し、早急に対処するとのことでした。  
業者は三種町の です。

10番 地域のためにやってくれる工事なので、あまり強くは言えないが、何事も事後処理というのはいまではないか。  
さっきの非農地証明もそうだが、やってあげるのだからある程度のことは大目に見てもらおうような考えはよろしくない。

13番 たしかにそのとおりで、文書を見れば、「農地の全部または一部を農地以外の目的

に使用するので、お知らせします」とある。「使用したいので、ご協議ください」とあれば、事後処理でもいいのだろうが、あまりにもお粗末だと思うが。

1 0 番 いずれ、堰頭に事前に話があってそれが我々に伝わっていないということも考えられるので、本件についてはやってくれるというのをだめだとは言えないだろう。

議 長 受注業者が町外業者ということもあるし、年末年始にかかってしまったということもあるでしょうから、本件は事後処理ということになります。今後このようなことのないように、関係機関とも申し合わせをしたいと思います。  
ほかになにかございませんか。

(なしの声)

内容ですので、本件についてはこれで終わります。

それでは、その他ということで、皆様からなにかございませんか。

事 務 局 事務局から2つほど。  
先回の総会で13番委員からお話がありました、「農業委員会だより」の件ですが、現在あちこちの農業委員会の「だより」を集めて、どのようなものか検討しているところです。

事務局として、2, 3の案をまとめてから皆様に決定していただこうと考えておりますので、もう少々お待ち下さい。

もうひとつは、農業委員の作業服の件ですが、先日の予算査定の際にちょっと話しをしてみたのですが、結論から申しますとダメということです。

正式な作業服ではなく、ジャンパー的なものではないかという話もありましたので、カタログ等を参考に、もう一度お願いしてみようと思いますのでこちらも今しばらくおまちください。

議 長 報酬の件についても説明をお願いします。

事 務 局 報酬について、財政担当と話し合っている旨を説明。

議 長 ほかに何かございませんか。

9 番 矢坂の田の売買の件はどこまで進んでいるのか。

事 務 局 買い手も見つかり、手続きを進めているところですが、売り手の住所が変わってしまったため、登記の住所を直さなければならなくなりました。

2月の総会にかけられるよう勧めておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 このほか、なにかございますか。

(なしの声)

無いようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時26分閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 25 年 1 月 9 日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
( 5 番 )

藤里町農業委員  
署名委員  
( 6 番 )